

平成23年度 市税などの納期

平成23年度の市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料、下水道受益者負担金、住宅使用料の納期は、右表のとおりです。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

※水道料

A地区 = 大川・大野島地区

B地区 = 三又・木室・田口・川口地区

※納期については、普通徴収の人が該当します。

※条例で定める「納期限日」が休日、その他政令で定める日に該当するときは翌日に設定しています。

☎ 市税務課収納推進室

☎85-5514

月	納期限日 (口座振替日)	税目	介護 保険料	後期高齢 者医療保 険料	水道料 (下水道料含)	下水道 受益者 負担金	住宅 使用料
4	5月2日	軽自動車税 全期			A地区1期		毎月 納付
5	5月31日	固定資産税 1期			B地区1期		
6	6月30日	市県民税 1期			A地区2期		
7	8月1日	固定資産税 2期 国民健康保険税 1期	1期	1期	B地区2期		
8	8月31日	市県民税 2期 国民健康保険税 2期	2期	2期	A地区3期	1期	
9	9月30日	国民健康保険税 3期	3期	3期	B地区3期		
10	10月31日	市県民税 3期 固定資産税 3期		4期	A地区4期	2期	
11	11月30日	国民健康保険税 4期	4期	5期	B地区4期		
12	12月26日	市県民税 4期 国民健康保険税 5期	5期	6期	A地区5期	3期	
1	1月31日	国民健康保険税 6期	6期	7期	B地区5期		
2	2月29日	固定資産税 4期 国民健康保険税 7期	7期	8期	A地区6期	4期	
3	4月2日	国民健康保険税 8期	8期	9期	B地区6期		

☆ 便利で安全な「口座振替(自動引落し)」の申込みと納期限内の納付にご協力をお願いします ☆



私たちは「くらし」の法律家です！

「相続登記はおはやめに！」

●相続登記をお忘れではないですか？相続登記をせずに次の世代へと代変わりすると、ご親族間での揉め事の原因になりかねません。相続による名義変更登記はおはやめに済まされることをおすすめ致します。

「遺言は最後のメッセージ！」

●遺言は、遺されたご遺族への最後のメッセージ！遺産をめぐるトラブルを防ぐためにも遺言を遺されることをおすすめ致します。

「借金問題一人で悩まないで！」

●「借金の返済が思うようにできなくて困っている」「利息制限法（元本が10万円未満は20%、10万円以上100万円未満は18%、100万円以上の場合15%以上）を超える利息を払い続けてきたので、過払い金の請求ができるかもしれない」など、借金問題に関するお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

【業務内容】●成年後見・任意後見 ●民事訴訟代理※1 ●裁判書類作成（破産、各種調停（離婚、養育費、慰謝料、遺産分割など）貸金請求、滞納家賃請求、明渡請求、交通事故、相続放棄、相続財産管理人など
※1ただし、司法書士法第3条1項6号に定めるものに限る

【久留米オフィス】

〒830-0018 福岡県久留米市通町10番地4 富士火災久留米ビル 1階

社員 司法書士 池見智幸

福岡県司法書士会第1449号 簡裁訴訟代理等関係業務認定第429051号

司法書士 村上智美

福岡県司法書士会第1513号 簡裁訴訟代理等関係業務認定第929042号

まずは州都へコール ゴー！
シュウトヘコール ゴー

0120-410-565



●発行／福岡県大川市 〒831-8601 大川市大字酒見256-1 ●編集／市企画調整課（代表）☎87-2101（直通）☎85-5574
ホームページアドレス <http://www.city.okawa.fukuoka.jp/> メールアドレス okwkouhou_k@city.okawa.lg.jp